1. 就業・生活支援センターの誕生;年表

1: 桃木 玉旧久饭			
1980(昭 55)年	労働・厚生施策の双方	厚生省の補助金で運営されていた視覚	
民間における労働	の利点を活かす方策と	障害者の電話交換手・プログラマ養成事	
施策 (職業訓練)	して	業などを労働行政に移管し、社会福祉法	
の展開	当ネットワークの起点	人等が「能力開発施設」を設置できるよ	
		う「身体障害者等能力開発助成金制度」	
		を創設	
1983(昭 58)年		授産施設と企業との連携による「重度障	
授産施設と企業		害者等特別能力開発助成金制度」の創設	
との連携			
国連・障害者の十年	質的なインパクト	障害者の権利擁護機運	
(1983~1992)		関係者のネットワーク確立の機運	
1990 年初頭から	「職氷河期」と障害者の就労の危機(解雇・就労できない障害者)		
*「職氷河期」と障	株価や地価の暴落が始まり、「バブル崩壊」と呼ばれる様相		
害者の就労の危	を呈した。1991年2月を境に安定成長期が終焉し、バブル期		
機	の大規模な投資によって生じた「3つの過剰」(設備、雇用、		
	債務) が企業業績の大きな足かせとなり、特に過剰な雇用に		
	よる人件費の圧縮や新	新規採用を抑制するなど、障害者雇用に	
	多大の影響を及ぼし、		
*「障害者の情報処	一方、日本IBM・東京コロニー・大阪市職リハが中核とな		
理教育と就労を	って、「障害者の情報処理教育と就労を考える」びわ湖会議会を		
考える」びわ湖会	立ち上げ、身体障害者関連施設のネットワークを形成		
議協議会	また、企業就労していた知的障害者等が解雇等により失職する		
*就労支援ネット	ことが多くなり、育成会関係者や地方自治体、先進的な通勤寮に		
ワークの形成機	おいて、就業(労働)と生活部面(福祉)の一体的支援や雇用後の継		
運	続的支援を当事者の身	近な地域でネットワークづくりの必要性が	
	指摘され、神奈川県・大阪市などの自治体の単独事業としてネッ		
	トワーク事業が立ち上れ	トワーク事業が立ち上がる。	
1993 (平成5)年3月	○「重度障害者雇用促	「障害者対策に関する新長期計画」で、	
「国連・障害者の十	進プロジェクト事業」	障害者の職業的自立のための施策につ	
年」国内施策として	(1993)	いて、雇用・福祉・教育を中心に関係省	
	○「地域障害者雇用推	庁の緊密な連携の必要性を指摘。	
	進モデル事業」	労働省は、同年4月に「障害者雇用対策	
	(1993) 地域(市町	基本方針」(運営期間:1993~1997年度)	
	村) レベルの就業	を策定。地域レベルの地方公共団体・民	
	と生活の一体的支	間部門が連携し、住宅・交通手段などの	

	援の重要性	生活部面を含め、障害者の職業生活に関
	○「知的障害者の職業	する社会環境の総合的整備の重要性や援
	的自立啓発事業」	助措置の充実をあげる。
	(1994)(育成会委託)	,
1994(平成5)	都道府県知事が公益	市町村レベルで福祉部門と雇用部門が
障害者雇用促進法	法人・財団法人を指定	連携を図り、職業準備訓練と職場実習、
改正	し、障害者雇用支援セ	就職後の定着を目ざしてのフォロー等、
	ンター設置できる	一貫した職業リハビリテーションを実
		施できるようになった。活動区域は、人
		口規模30万人以上の障害保健福祉圏域
		程度を想定。授産施設や小規模作業所の
		利用者や在宅で一般就労を目ざす知的
		障害者等を対象とした。
1995(平成7)年12月	「障害者プラン」策定	「障害者対策に関する新長期計画」(1993
		~2002年度)を具体化するための重点施
		策実施計画。教育・福祉・雇用等各分野
		の連携を通じた一層の社会参加の実現を
		唱える。
1997(平成9)年	1998年度から雇用支	併設施設や提携施設で「基礎訓練」を実
雇用促進法の改正	援センターの指定要	施する、「あっせん型雇用支援センター」
により「あっせん型	件を公益法人・財団法	の設置が可能になり、就業支援と生活支
雇用支援センター」	人から社会福祉法人	援が一体的に提供できるようになった。
が設置	に拡大	1998(平10)年10月には9か所でスター
		トしたが,平成13年度には21地域の併設
		施設(通勤寮14か所,知的障害者適所授
		産施設2か所,精神障害者生活支援センタ
		ー2か所,知的障害者入所更生施設1か所,
		知的障害者入所授産施設1か所,障害者職
		業能力開発施設1か所)となる。
1999(平成11)年3月	労働省「地域障害者雇	知的障害者や精神障害者について、地域
	用支援ネットワーク	的なネットワークと広域的なネットワー
	に関する研究会」を設	クの創設等、地域レベルにおける就労支
	置し報告書「地域障害	援の多様な方策と、各分野の関係機関の
	者支援ネットワーク	連携によるネットワークづくり等につい
	の形成」において、を	て提言された。
	出版に関する研究会	「障害者就業・生活支援拠点づくり」の

	報告書」(1999. 5.)	試行的事業が全国18ヵ所の「あっせん型
		障害者雇用支援センター」で実施され、
		労働省(日本障害者雇用促進協会)から就
		業支援の担当職員、厚生省から生活支援
		ワーカーを配置し、通勤寮などの宿泊施
		設に養護学校在校生を短期間受け入れる
		「体験入寮制度」や地域の就労支援ネッ
		トワークを構成する「運営協議会」を設
		置し運営した。日本障害者雇用促進協会
		からの助成金と厚生省からの補助金をも
		って運営された。生活支援と就業支援の
		一体的支援、福祉的就労と企業雇用の連
		続性、地域に根ざした支援活動、さらに
		は関係機関や施設間の緊密な連携は「障
		害者に対する在宅就労支援事業」「障害者
		緊急雇用安定プロジェクト」の実施によ
		って一層効果を示した。
2001(平成13)年1月	厚生労働省の誕生	
2002年5月7日	障害者の雇用の促進	拡大ケース会議
「障害者就業・生活	等に関する法律の一	就業面と生活面の一体的な支援の提供に
支援センター」	部改正	際しては各サービス提供機関の実務担当
		者による連絡・調整を行うこと
		運営協議会
		サービス提供機関の代表者らによって構
		成され、雇用、保健、福祉、教育の関係
		機関が参集して、支援センター業務の進
		捗状況の報告や意見交換を行いながら、
		障害者の就業面と生活面についての課題
		を協議
		関係機関の組織化とケアマネジメント機
		能を発揮する、地域生活支援システム構
		、 築のための車の両輪

以上が、労働行政に民間がコミットした流れで、「能力開発施設」「障害者就業・生活 支援センター」設置のいきさつです。何もないところから、ただネットワーク構築という 思いから、同志的な結びつきだけで行政や行政組織の門戸を開けてきた歴史だといえます。 就業・生活支援センターが設置されたころは、

- 1) 通勤寮への高い評価の反面、職員の労働過重があったこと
- 2) 多数の解雇者・失業者・無業者があったこと
- 3) 労働省における新たな機運が生まれたこと。(障害者雇用施策を厚生労働省誕生の象徴とする、という意思;依田さん・村木さん・坂本さん)
- 4)「地域のネットワーク」構築という機運がありました。

参考文献

- 1) 依田晶男「障害者雇用をめぐる新たな動き」
 - ①厚生省と労働省の統合メリットを生かす
 - ②新たなパートナーとの連携
 - ③障害者雇用支援施策の全体像
 - ④雇用を支える支援ネットワークの構築に向けて
 - ⑤厚生省と労働省の連携事業がスタート
 - ⑥雇用側が期待する 21 世紀の福祉施設像『厚生福祉』、時事通信、1999.5.22~8.28.
- 2) 依田晶男「障害者雇用と福祉の新世紀
 - ①トライアル雇用で始まる新たな挑戦
 - ②福祉施設が奉加した企業就労の揚づくり 『厚生福祉』, 時事通信, 2001.8.11~8.29
- 3)日本障害者雇用促進協会「地域障害者雇用支援ネットワークの形成」日本障害者雇用促進協会、1999、5、
- 4) 関 宏之「あっせん型障害者雇用支援センター」と「就業・生活総合支援事業」,日本リハビリテーション連携科学会合報・連携通信第4号Pp.4~6,2000.8.20,
- 5) 関 宏之「福祉現場からの期待」 特集「厚生労働省への期待」,季刊職リハネット ワーク・48, Pp. 23~26,日本障害者雇用促進協会,障害者職業総合センター,20 01.3
- 6)渡辺 明広「地域(市町村)レベルにおける就業と生活の一体的支援―北九州市就業・生活支援センターの支援の実際―」静岡大学教育学部研究報告、第55号(2005.3.),209~226. 静岡大学.
- 7)全国就業支援ネットワーク「巻頭言 就任の挨拶」ニュースレター第2号 2006.9.

(全国就業支援ネットワーク)